

(健康診断の結果の開示について)

(ご家族からの質問)

ホームで入居中に受けた健康診断の結果について、入居者本人にも家族にも渡さず、家族が結果を送ってほしいとお願いしたところ、ホームではすでに破棄したと言われた。健康診断の結果は入居者や家族に渡すものではないのか。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

健康診断結果はあくまで入居者(ないし入居者本人が送付を同意している家族)あてに渡されるべきものであり、本人、ならびに家族にも渡さずに破棄するということはあってはならないことです。医療機関に依頼し、健康診断書の再発行を求めてください。

～入居を検討している方へ～

《トラブル回避のためのチェックポイント》

健康診断結果が医療機関から直接ご入居者やご家族に渡されるのか確認しましょう。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

健康診断結果は入居者(ないし入居者本人が送付を同意している家族)に手渡されるべきもので、入居者に無断で破棄する事はありません。特に健康診断結果は、「個人情報保護法」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」においても「要配慮個人情報」として特に管理、取り扱いに注意を要する情報として位置づけられています。また第三者であるホームがこうした情報を入手するためには予めの同意が必要です。

「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」

8 有料老人ホーム事業の運営

(4) 個人情報の取り扱い

(2) の名簿(緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。)及び(3) の帳簿(老人福祉法第 29 条第 4 項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2 年間保存すること。)における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省)」を遵守すること。

「個人情報保護法」

<https://www.ppc.go.jp/>

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iryokaigo_guidance.pdf